

(新)

第三号様式（第五条）

千葉県 達第 号
年 月 日

様

千葉県知事 印

遊漁船業者登録取消通知書

千葉県第 号の遊漁船業については、遊漁船業の適正化に関する法律第21条第1項の規定により、下記の理由により登録を取り消します。同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。

記

遊漁船業の適正化に関する法律第 条第 項第 号 該当理由

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(旧)

第三号様式（第五条）

千葉県 達第 号
年 月 日

様

千葉県知事 印

遊漁船業者登録取消通知書

千葉県第 号の遊漁船業については、遊漁船業の適正化に関する法律第19条第1項の規定により、下記の理由により登録を取り消します。同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。

記

遊漁船業の適正化に関する法律第 条第 項第 号 該当理由

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(新)

第四号様式（第五条）

千葉県 達第 号
年 月 日

様

千葉県知事 印

遊漁船業事業停止通知書

千葉県第 号の遊漁船業については、遊漁船業の適正化に関する法律第21条第1項の規定により、下記の理由により事業の全部（一部）を 年 月 日から日間停止しますので、同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。

記

遊漁船業の適正化に関する法律第 条第 項第 号 該当理由

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(旧)

第四号様式（第五条）

千葉県 達第 号
年 月 日

様

千葉県知事 印

遊漁船業事業停止通知書

千葉県第 号の遊漁船業については、遊漁船業の適正化に関する法律第19条第1項の規定により、下記の理由により事業の全部（一部）を 年 月 日から日間停止しますので、同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。

記

遊漁船業の適正化に関する法律第 条第 項第 号 該当理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。